

山梨県公報

第二千七百五号

平成二十九年

六月十五日

木曜日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定……………四二九

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四二九

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四二九

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四三〇

人事委員会

○平成二十九年山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………四三〇

○第九十回(平成二十九年)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について……………四三五

○身体障害者を対象とした平成二十九年山梨県職員採用選考試験の実施……………四四二

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四四七

○一般競争入札について……………四五一

告 示

山梨県告示第九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年六月九日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字西ノ神二十六百二十五番九
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・二三メートル 最小幅員六・〇〇メートル

四 指定道路の延長 五十五・五〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨県防犯設備士協会

2 代表者の氏名 保坂美吉

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地株式会社センティス 廿一内

4 定款に記載された目的 この法人は、山梨県民に対して、警察と協働してより安全で信頼できる防犯機器・防犯設備の普及を促進するとともに、地域安全活動を通じて県民の防犯意識の高揚を図り、地域の安全で安心な町づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年六月七日から同年七月七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ウキウキスタディ教室

2 代表者の氏名 保坂恵己

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市落合町五十九番二号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、小中学生に対し、学習、子育ての支援に関する事業を行う。また、教職を目指す大学生に対し、疑似体験となる支援の場とする。また、学校や行政との連携を行い、健全な青少年の育成と明るく心豊かな穏やかな社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年六月七日から同年七月七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社オンザサミット 代表取締役 小田切常雄 代表取締役 保坂東吾	山梨県甲府市後屋町三百六十三番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 グリーンタウン甲府東
 - (二) 所在地 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里二丁目七番七号

代表取締役 白土孝	
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社シューマート 代表取締役 塩川健次	長野県長野市稲里町中氷鉤四百五十八番地
株式会社クリーンサービス 代表取締役 功刀鉄也	山梨県甲府市和戸町千二百十九番地四

- 3 変更の年月日 平成二十九年四月二十四日
- 三 届出年月日 平成二十九年五月十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十月十六日まで

人事委員会

● 平成二十九年山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について
 平成二十九年山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。
 平成二十九年六月十五日

山梨県人事委員会
 委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察行政	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
資格免許職職員	理学療法士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、理学療法に関する専門的業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	16名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
高校卒業程度	行政	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
	警察行政	
	土木	
資格免許職職員	理学療法士	昭和63年4月2日以後に生まれた者で、理学療法士の免許取得者又は平成30年において最初に実施される理学療法士国家試験により当該免許取得見込みの者
小中学校事務職員	学校事務	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（理学療法士は除く。）
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 理学療法士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成29年6月30日（金）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成29年8月7日（月）から平成29年8月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ・ 郵送の場合は、平成29年8月28日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる場合

- ・ 平成29年8月7日（月）から平成29年8月21日（月）まで

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成29年8月21日（月）は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。）

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成29年9月24日（日） （受付時間） 午前8時30分から午前9時まで	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）
第2次試験	平成29年10月15日（日） （適性検査、作文）	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
	平成29年10月28日（土）～ 平成29年10月29日（日） のうち指定する1日（個別面接）	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	土木 以外 40点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度及び学校事務職員については高等学校卒業程度、資格免許職員については短期大学卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は50題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>
		土木 20点	
	専門試験 (土木のみ) 【試験時間120分】	土木 のみ 20点	<p>試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工</p>
第2次試験	人物試験	60点	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。</p> <p>表現力、積極性、創造性等について、個別面接（2回）を行う。</p>
	作文試験 【試験時間60分】	20点	<p>文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。</p>
資格調査			<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。</p>

- ※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政については、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験（土木のみ）	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成29年10月 6日（金）
イ 最終合格者発表 平成29年11月 6日（月）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、高校卒業程度及び小中学校事務職員の場合約155,700円、資格免許職（理学療法士）の場合約187,000円である（平成29年4月1日現在）。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 受験の際には、「平成29年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び公立小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 第九十回（平成二十九年年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について
第九十回（平成二十九年年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施
する。

平成二十九年六月十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分		採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性		10名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官 A（男性/武道指導）は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	
	女性		2名程度	
警察官 B	男性		23名程度	
	女性		6名程度	

※採用予定人数は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分		年齢及び性別	学歴	勤務開始日	
警察官 A	男性		昭和59年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成30年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	平成30年4月1日	
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	昭和59年4月2日以後に生まれた男性			
	女性		昭和59年4月2日以後に生まれた女性			
警察官 B	男性		昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性			警察官 A の学歴要件に該当しない者
	女性		昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性			

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

イ 警察官 A（男性/武道指導）を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成29年6月30日（金）

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内 各警察署	平成29年7月24日（月）から 平成29年8月18日（金）まで （土曜日、日曜日を含む。）	午前8時30分から午後5時15分 まで
		平成29年7月24日（月）から 平成29年8月18日（金）まで （土曜日、日曜日を含む。）	
郵送	山梨県 警察本部 警務課	平成29年7月24日（月）から 平成29年8月18日（金）まで	平成29年8月18日（金）まで の消印のあるものに限り受け付ける。
インター ネット		平成29年7月24日（月）から 平成29年8月10日（木）まで	平成29年8月10日（木）の午後5時 15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次 試験	平成29年9月17日（日） （警察官A（男性／武道指導）以外：教養試験・論（作）文試験） （警察官A（男性／武道指導） ：教養試験・実技試験・身体検査（1回目）） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）16号館入口付近	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次 試験	平成29年10月7日（土）（集団面接）	県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）
	平成29年10月8日（日） （警察官A（男性／武道指導）以外 ：適性検査・身体検査（1回目）・体力試験） （警察官A（男性／武道指導）：適性検査・論文試験）	山梨大学甲府キャンパス （甲府市武田四丁目4-37）
第3次 試験	平成29年11月1日（水）～11月2日（木）のうち指定する 1日（身体検査（2回目））	山梨病院 （甲府市朝日三丁目11-16）
	平成29年11月18日（土）～11月19日（日）のうち指定 する1日（個別面接）	県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う(別掲1)。※男性/武道指導は除く。
		英語	5点	
	警察官A(男性/武道指導)のみ実施			
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能	
身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。		
第2次試験	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。	
	警察官A(男性/武道指導)は除く。			
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。	
第3次試験	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥屈腕伸	
	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日(10月8日)に実施〕			
	論文試験(警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分	
	作文試験(警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】60分	
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕			
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて、適性検査を行う。	
人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。		
身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。		
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。		

- (1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
 また、警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準																						
第1次試験	教養試験	<ul style="list-style-type: none"> ・得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）以外） ・得点が配点の2割以下の場合（警察官A（男性/武道指導）） 																						
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>37kg以上</td> <td>21kg以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（30秒間）</td> <td>12回以上</td> <td>5回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>27cm以上</td> <td>31cm以上</td> </tr> <tr> <td>反復横とび（20秒間）</td> <td>31回以上</td> <td>27回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン（往復持久走）</td> <td>18回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>立ち幅とび</td> <td>162cm以上</td> <td>113cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験種目	基準		男性	女性	握力	37kg以上	21kg以上	上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上	長座体前屈	27cm以上	31cm以上	反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上	20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	立ち幅とび	162cm以上
試験種目	基準																							
	男性	女性																						
握力	37kg以上	21kg以上																						
上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上																						
長座体前屈	27cm以上	31cm以上																						
反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上																						
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上																						
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上																						
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>10回以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験種目	基準		男性	女性	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上														
試験種目	基準																							
	男性	女性																						
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上																						

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
 - イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者
 - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成29年 9月29日（金）
 第2次試験合格者発表 平成29年10月20日（金）
 最終合格者発表 平成29年12月 1日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約218,700円、短期大学卒の場合約201,200円、高等学校卒の場合約185,100円（いずれも平成29年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成29年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A（第2回）・警察官B」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性） 警察官A（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官B（男性） 警察官B（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目	合格基準	
	警察官A（男性）、警察官A（女性/武道指導）及び警察官B（男性）	警察官A（女性）及び警察官B（女性）
身体検査（1回目） 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
身体検査（2回目）	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

◎ 身体障害者を対象とした平成二十九年山梨県職員採用選考試験の実施について
身体障害者を対象とした平成二十九年山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す
る。

平成二十九年六月十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成29年6月30日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- 平成29年8月7日(月)から平成29年8月24日(木)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)
- 郵送の場合は、平成29年8月24日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- 平成29年8月7日(月)から平成29年8月18日(金)まで
- 平成29年8月18日(金)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。)

4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	平成29年9月24日(日) (受付時間) 午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後0時30分ごろ終了予定 点字による試験は、午後2時50分ごろ終了予定	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成29年10月24日(火)、25日(水) ※両日とも受験する必要があります。	山梨県立あけぼの医療福祉センター (韮崎市旭町上条南割3251-1)

5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分) (点字135分)	60点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は30題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第1次試験日に実施			
第2次試験	作文試験 (試験時間60分) (点字90分)	30点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験	60点	表現力、積極性、創造性、適性等について、個別面接及び適性検査を行う。
	身体検査		職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、医師による検査を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

※ 点字での受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題、解答となるため、受験者が点字用の器具を持参することとする。

※ 点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数を変更して実施する。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、第1次試験の教養試験の得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがある。

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成29年10月6日(金) |
| イ 最終合格者発表 | 平成29年11月6日(月) |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約155,700円（平成29年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 受験の際には、「平成29年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。

別表第五の二六七の項の次に次のように加える。

二六八	市道	甲府市中央二丁目五番三二号先(市道同士の十字路交差点)	北進する車両(二輪・軽車除く)	終日	甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-----	----	-----------------------------	-----------------	----	----	-----------------------

別表第六の七の項を次のように改める。

七	削除				甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
---	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第六の五五八の項を次のように改める。

五五八	削除				甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-----	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第六の五七〇の項の次に次のように加える。

五七一	市道	甲府市中央二丁目三番八号先(市道同士の十字路交差点)	南進する車両(二輪・軽車除く)	終日	甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-----	----	----------------------------	-----------------	----	----	-----------------------

別表第十の三七四の項を次のように改める。

三七四	削除				南甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-----	----	--	--	--	-----	-----------------------

別表第十の九一一の項を次のように改める。

九一一	削除				鰺沢	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-----	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第十の二、六五〇の項を次のように改める。

二、六五〇	削除				富士	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、〇六〇の項を次のように改める。

五、〇六〇	削除				北杜	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、一〇三の項を次のように改める。

五、一〇三	削除				北杜	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	--	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、五二二の項の次に次のように加える。

五、五二二	市道	甲府市国母六丁目三番一〇号先			南甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	----------------	--	--	-----	-----------------------

別表第十の五、五二三の項の次に次のように加える。

五、五二三	町道	中巨摩郡昭和町西条一、一六六番地二先			南甲府	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	--------------------	--	--	-----	-----------------------

別表第十の五、五二四の項の次に次のように加える。

五、五二四	町道	南巨摩郡富士川町小林一、一〇七番地一先			鰺沢	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	---------------------	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、五二五の項の次に次のように加える。

五、五二五	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町小立八、〇三五番地三先			富士	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	---------	-----------------------	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、五二六の項の次に次のように加える。

五、五二六	国道一三七号	富士吉田市松山四丁目六番九号先			富士	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	--------	-----------------	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、五二七の項の次に次のように加える。

五、五二七	市道	富士吉田市上暮地一丁目二三番一先			富士	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	----	------------------	--	--	----	-----------------------

別表第十の五、五二八の項の次に次のように加える。

五、五二八	国道一三九号	都留市十日市場一、四〇〇番地先			大月	平成二十九年六月一五日 告示第六八号
-------	--------	-----------------	--	--	----	-----------------------

七〇四	国道一三九号	南都留郡鳴沢村鳴沢八五三二番地	五、九〇〇	けん付引	五〇	富士	平成二九年六月一日
-----	--------	-----------------	-------	------	----	----	-----------

別表第十四の七〇四の項を次のように改める。

三四八	田田県 市田田 道線下新 吉新	富士吉田市下吉田一丁目四番二一〇号	一、七〇〇	けん付引	四〇	富士	平成二九年六月一日
-----	--------------------------	-------------------	-------	------	----	----	-----------

別表第十四の三四八の項を次のように改める。

二二五	市道	富士吉田市上吉田一丁目一〇番地	三、二〇〇	けん付引	四〇	富士	平成二九年六月一日
-----	----	-----------------	-------	------	----	----	-----------

別表第十四の二二五の項を次のように改める。

一三九	国道一三九号	富士吉田市上吉田六丁目一〇番八号	二二、八〇〇	けん付引	四〇	富士	平成二九年六月一日
-----	--------	------------------	--------	------	----	----	-----------

別表第十四の一三九の項を次のように改める。

一一五	国道一三七号	富士吉田市上吉田一丁目九番九号	六、六四七	けん付引	四〇	富士	平成二九年六月一日
-----	--------	-----------------	-------	------	----	----	-----------

四七四	削除	南甲府	平成二九年六月一日
-----	----	-----	-----------

別表第十六の四七四の項及び四七五の項を次のように改める。

一一九	市道	笛吹市石和町八田九番地	八〇	けん付引	四〇	笛吹	平成二九年六月一日
-----	----	-------------	----	------	----	----	-----------

別表第十四の一、六一九の項を次のように改める。

八〇五	広域農 道川 曽根線	笛吹市御坂町尾山九番地	四、三八〇	けん付引	四〇	笛吹	平成二九年六月一日
-----	------------------	-------------	-------	------	----	----	-----------

別表第十四の八〇三の項、八〇四の項及び八〇五の項を次のように改める。

八〇三	広域農 道川 曽根線	山梨市下栗原一丁目	三、六八〇	けん付引	四〇	日下部	平成二九年六月一日
-----	------------------	-----------	-------	------	----	-----	-----------

別表第十四の八〇三の項、八〇四の項及び八〇五の項を次のように改める。

① ② ③	都留郡入口村から田南	① ② ③	告示第六号
-------------	------------	-------------	-------

四七五	削除		南甲府	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
-----	----	--	-----	---------------------------

別表第十六の五八四の項を次のように改める。

五八四	市道	葦崎市本町一丁目一八番二〇号 先(国道と市道との丁字路交差点・西進車両)	葦崎	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
-----	----	---	----	---------------------------

別表第十六の六、三二五の項を次のように改める。

六、三二五	削除		笛吹	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
-------	----	--	----	---------------------------

別表第十六の六、三二七の項、六、三二八の項及び六、三二九の項を次のように改める。

六、三二七	削除		笛吹	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
六、三二八	削除		笛吹	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
六、三二九	削除		笛吹	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号

別表第十六の八、五二六の項及び八、五二七の項を次のように改める。

八、五二六	町道	南都留郡富士河口湖町船津四八七番地先(町道同士の十字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
八、五二七	町道	南都留郡富士河口湖町小立二、六七九番地先(町道同士の十字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号

別表第十六の九、〇二二の項を次のように改める。

九、〇二二	削除		鵜沢	平成二十九年六月
-------	----	--	----	----------

				一五日 告示第六八号
--	--	--	--	---------------

別表第十六の一〇、二八六の項を次のように改める。

一〇、二八六	削除		鵜沢	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
--------	----	--	----	---------------------------

別表第十六の一〇、三五五の項を次のように改める。

一〇、三五五	削除		大月	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
--------	----	--	----	---------------------------

別表第十六の一、八三九の項を次のように改める。

一、八三九	削除		富士吉田	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
-------	----	--	------	---------------------------

別表第十六の一、九〇二の項の次に次のように加える。

一、九〇三	市道	甲府市下曾根町一〇番地先(市道同士の三差路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
一、九〇四	市道	甲府市国母八丁目四番四四号先(県道と市道との丁字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
一、九〇五	町道	中巨摩郡昭和町清水新居一、五九五番地先(町道同士の十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
一、九〇六	市道	南アルプス市寺部一、八二四番地一先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
一、九〇七	市道	南アルプス市古市場七九二番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号
一、九〇八	市道	南アルプス市寺部一、八二六番地五先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成二十九年六月 一五日 告示第六八号

一一、九〇九	農道	葦崎市穂坂町三之蔵四、三五三番地三先(県道と農道との丁字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一〇	市道	葦崎市本町一丁目一八番二〇号先(国道二〇号へ合流するため接続道路・北進車両)	葦崎	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一一	市道	甲斐市富竹新田五六六番地二先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	葦崎	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一二	市道	北杜市長坂町大井ヶ森一、二七五番地四先(県道と市道との十字路交差点・南進車両)	北杜	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一三	町道	南巨摩郡富士川町鯉沢一、六七九番地先(県道と町道との丁字路交差点・西進車両)	鯉沢	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一四	町道	南巨摩郡身延町波木井七四一四番地先(町道同士の丁字路交差点・西進車両)	南部	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一五	市道	笛吹市春日居町国府四〇三番地先(市道同士の五差路交差点・西進車両)	笛吹	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一六	市道	笛吹市御坂町井之上一、五九五番地先(市道同士の五差路交差点・西進車両)	笛吹	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一七	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町小立八、〇三五番地三先(県道と町道との丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一八	町道	南都留郡富士河口湖町小立二、二五七番地先(町道同士の五差路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九一九	町道	南都留郡富士河口湖町小立三、〇二二番地三先(町道同士の五差路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九二〇	町道	南都留郡富士河口湖町勝山四、〇六〇番地二先(町道同士の五差路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二九年六月一五日 告示第六八号
一一、九二一	市道	富士吉田市上暮地一丁目二三番一先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二九年六月一五日 告示第六八号

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年六月十五日

山梨県警察本部長 近 藤 知 尚

一一、九二二 市道
大月市賑岡町強瀬八四一番地二先(市道同士の丁字路交差点・北進車両)

大月 平成二九年六月一五日
告示第六八号

- 一般競争入札に付する事項
- 借入物品等の名称及び数量 K A Iシステム用サーバ 一式
- 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 借入期間 平成三十年一月一日から平成三十四年十二月三十一日まで
- 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課
- 一般競争入札の参加資格
- 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 平成二十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十九年山梨県告示第百二十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
 - 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
 - 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
 - 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - (一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - (四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 四 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇
 - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十九年六月三十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下

- 「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の交付場所において交付する。ただし、最終日（六月三十日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十九年七月二十八日（金）午前十一時 山梨県防災新館二階聴聞室
 - 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成二十九年七月二十七日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇一八五八六山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
 - 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。
- 五 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十九年七月二十一日（金）までの県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日（七月二十一日）に持参す

る場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課（電話〇五五―二二一―〇一〇）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 set

2 Date and time for tender

11:00 AM July 28, 2017

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番